

事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 6 日

各都道府県消防・防災主管部局 }  
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消防庁消防・救急課

平成 30 年度の消防防災に関する普通交付税措置（案）の概要について

本日、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたところですが、本法律案における消防防災関係分の概要については、別紙のとおりとなっておりますので了知願います。

なお、貴都道府県内の市町村（特別区並びに消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨を周知願います。

## 平成 30 年度普通交付税措置(案)の概要(消防防災関係分)

### I 単位費用及び主要改定内容

<消防費> 単位費用：30 11,300 円 (29 11,300 円)

消防費については次の改正が行われる予定であるが、単位費用については、平成 29 年度と同額の 11,300 円となる。

- (1) 聴覚・言語機能障害者の円滑な緊急通報を可能とするシステム (Net119 緊急通報システム) の運用に要する経費を常備消防費に算入 (+1,268 千円) することとされていること。
- (2) 救急救命士の再教育体制において中心的な役割を担う指導救命士の養成研修に要する経費を救急業務費に算入することとされていること。
- (3) 救急搬送の際に用いる感染防止用資器材のうち、新型インフルエンザ対策用資器材の整備に要する経費について、昨年度より増額して救急業務費に算入することとされていること。
- (4) 若返りによる単価の減により、消防吏員の給与を減額 (常備消防費  $\Delta$ 1,940 千円、救急業務費  $\Delta$ 660 千円) することとされていること。

## Ⅱ 主要項目の増減の状況

### <市町村分(消防費)>

増減額
-----

全体(1~3の合計)	29	1,134,834千円	→	30	1,134,935千円	101千円
1 常備消防費	29	755,058千円	→	30	754,511千円	△547千円
[歳出]	(29)	760,760千円	→	(30)	760,254千円	△506千円
(1) 報酬	(29)	139千円	→	(30)	144千円)	5千円
(2) 給与費	(29)	665,437千円	→	(30)	663,471千円)	△1,966千円
(3) 需用費等	(29)	87,163千円	→	(30)	88,534千円)	1,371千円
(4) 委託料	(29)	434千円	→	(30)	434千円)	—
(5) 負担金、補助及び交付金	(29)	353千円	→	(30)	353千円)	—
(6) 繰出金	(29)	7,234千円	→	(30)	7,318千円)	84千円
[歳入]	(29)	5,702千円	→	(30)	5,743千円	41千円
(1) 国庫支出金	(29)	203千円	→	(30)	144千円)	△59千円
(2) 県支出金	(29)	4,202千円	→	(30)	4,211千円)	9千円
(3) 使用料及び手数料	(29)	1,297千円	→	(30)	1,388千円)	91千円
2 救急業務費	29	269,707千円	→	30	270,113千円	406千円
[歳出]	(29)	269,707千円	→	(30)	270,113千円	406千円
(1) 給与費	(29)	224,793千円	→	(30)	224,145千円)	△648千円
(2) 報償費	(29)	10,964千円	→	(30)	11,618千円)	654千円
(3) 需用費等	(29)	33,950千円	→	(30)	34,350千円)	400千円
3 非常備消防費	29	110,069千円	→	30	110,311千円	242千円
[歳出]	(29)	110,069千円	→	(30)	110,311千円	242千円
(1) 報酬等	(29)	45,636千円	→	(30)	45,636千円)	—
(2) 需用費等	(29)	51,581千円	→	(30)	51,823千円)	242千円
(3) 負担金、補助及び交付金	(29)	12,852千円	→	(30)	12,852千円)	—

※ 平成29年度の金額は『地方交付税制度解説(単位費用篇)』より引用している。